大電發電所の最高幹部辭職す

森機關課長、市川、福谷の兩發電所長が揃ひも揃つて 會社側はどう捌くか

大電の勞働爭議が未だ全く解決しない一方に今度は大電側の安治川春日出兩發電所の最高幹部に大きな渦が卷き起り二十一日會社が復職者と解雇者の最後の處分を發表するに當り森機關課長、市川安治川發電所長、福谷春日出發電所長は今回の責任者として若林技師長木村技術顧問の手を經て宮崎社長の許へ辭表を提出した、會社が果して三名の辭表を容れるかどうかは疑問だが兩發電所長の上席にある森機關課長の現地位を去ることは疑ふべからざるもの〻如く直接職工に接する點と今回の事件を未然に解決し得なかつた點から言へば森機關課長よりも兩發電所長に當面の責任がある譯だが市川氏は先年安治川發電所の事故頻發の際石炭節約と職工就業に付功勞あるところから一時に失ふとも會社として苦痛なるべく市川氏は多分輕き處分にて留任と觀察され之に對して福谷氏が森氏と個人的に近きだけ必死の意味で會社を去るとすれば同じ發電所長の一方を留めて一方を去らせることゝなる譯で此邊の呼吸を如何にするか最も疑問視されて居る

發電所長等に反省の勸告 電業員組合から

電業員組合では廿一日午後六時南區千川前の修繕所に代議員會を開き今回の勞働爭議の經過並に會計報告の後森機關課長、市川安治川福谷春日出兩發電所長並に、修繕係、技術係、說明係の三主任に對し反省の勸告書を送ることを決議し十一時散會した

理由は以上の諸氏は今回の勞働運動に高壓的手段を以て臨み勞働者の立場を非常に困難に陷らしめたのは怪しからぬ今後は勞働運動に理解ある態度に出でられたしといふにある

結局辭表は却下とならう 會社では考慮中

大電勞働爭議當面の責任者として森機關課長、市川安治川、福谷春日出兩發電所長の三氏が辭表を提出したことは別項の如くであるが會社は之に對し善後の處置につき目下考慮中である

而して森機關課長及び福谷春日出發電所長の兩氏は元來事務員及び職工の信望深く今回の爭議に對しても事務員全部及び一部職工は森福谷兩氏の激勵によつて踏み止まり發電所に支障なきを得たるもので兩發電所事務員は若し重役側の意向の如く市川氏のみを留任せしめて兩氏の辭表を容るゝやうなことがあれば吾々も連袂辭表を提出すると敦圍いて居るが春日出發電所の電氣主任小畠泰郎機械主任丹下柳太郎氏等以下社員準社員二十餘名は廿二日午前十時より官舍に會合して福谷所長辭任問題に就き重役側の意見を聞くこととなり電話で豫め其の旨通告したので大電本社より木村顧問が春日出發電所に出張し小畠、丹下兩氏に會見して釋明するところあつたが結局森、福谷兩氏は勿論市川氏にも全部辭表を却下せしむることになるだらうと

連袂退職して慰藉料を要求

六十一圓半と五十圓の談判

大電勞働爭議大詰の談判を試むべく廿一日午前縣に調停者吉田中、加々美兩氏を訪うた罷工團實行委員は西尾友愛會主事、東春日出支部長と共に午後一時先づ加々美特高課長に對し

會社が今回の處置は誠意を認める事が出來ぬ希望條件を握り潰したのみならず待命轉勤等の處置は退職せよと云はぬばかりの冷酷な態度で罷工職工を侮辱するの甚しきものである、依て一同は會社の處置を承認せず斷然連袂退職に決したから退職金の外に相當慰藉料を支給する樣會社に交渉されたし

と申出た之に對し加々美氏は「連袂退職の事は判つたが所謂慰藉料の金額は何程か、各職工の意見を纏めて申出られたし」と答へたので實行委員等は一應安治川發電所に引取り一同に諮つた結果退職金の上に更に日給四十日分を慰藉料として要求する事に決し共旨加々美氏に齎したので加々美氏は會社の內意を確めた後職工側に讓歩方を交渉したので職工側は慰藉料の最低限度日給廿五日分(六十一圓五十錢)を要求する事となり午後四時半加々美氏に共同通告するところ同氏は同五時荻原大電勞務課長を官舍に招致し職工側の要求を示して協議したが會社側は日給廿日分(五十圓)を最高限度として相讓らず結局午後十一時半職工側は廿二日午前九時最後の回答をなすべき事を約し十一時十分官舍を辭した

大電問題の大詰

問題の退職者に對する慰藉料は五十圓で折合ふ

廿一日夜深更に至るも兩者の意見が一致せずして持越された大電勞働爭議大詰の大談判は廿二日午前九時職工側代表者から加々美特高課長に最後の回答をなし同氏より之を大電側に傳へた處同意したので約一箇月間に亘り紛糾を繰返した問題も愈々最後の幕を閉して無事解決した、職工側では例の轉勤、待命者は此際全部前首者と退命を共にして辭職する事に決定し會社は之に對して解雇者同樣の退職手當金を給し且解雇者辭職者全部に對し五十圓宛の慰藉金を支給する事に決定し會社が復職を命じた者の中止まるを快しとせず離職を希望する者は會社と直接交渉して萬事を取決める事に決つたが會社は之れに對し左の如く發表した

一、轉勤待命者は全部依願解雇とし解雇者と同樣の待遇をなす但し復職を命じたる者の退職者は普通退職手當による

二、解雇者に給與すべき慰藉金を五十圓とす

そして解雇者並に辭職者を合し三百餘名は手當金の支給を受けた上で今後の方針を決定するらしいが大部分は歸國する模樣である

全く解決した大電の勞働爭議

慰藉金は職工の要求通り支給される 實費は十萬圓……◇

10.5.23. 大每

[illegible]勞働爭議も二十二日に至り罷業職工[illegible]此の日から復職した職工の中[illegible]聞を命ぜられた職工の中[illegible]休業させて貰ひたいと[illegible]

加々美氏の調停

大電罷業職工總代原村本松原淺川の四氏は二十二日午前八時加々美特高課長を官舍に訪問し慰藉金問題に付き更に交渉をなす處あり課長は職工側の意のある處を諒し代表者の歸鄕後直ちに電話で

大電

荻原勞務課長に交渉した荻原氏は前夜來の幹部會議の決定に基き職工側の要求通り

一、慰藉金として一人平均五十圓を支給する事

一、十九日より三日間の日給を支給する事

を容るゝ旨を確答し夫れと同時に轉勤者待命者に對しては職工側の

要求

通り依願解雇として取扱ひ解雇者同樣の待遇をなす事を約した又復職者中の退職希望者に對する慰藉金に就ては前夜來職工側は五十人を限度として支給されたしと申込み會社側は五十人を限度に支給する旨を言明し双方意志の疏通を缺くやうであつたが

結局

會社側は個人に加々美氏に一任して決定する旨を約した加々美氏は直ちに其旨を職工側に報告する處あり職工側幹部は直に罷業團全部に報告し、茲に全く解決を告げた譯である、因に此の爭議の爲め大電が直接間接に消耗した金額は十萬圓に及ぶと